

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第36号）中第3条第2項第1号の改正規定及び第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に1条を加える改正規定（同条例による改正後の京都市特定非営利活動促進法施行条例第13条第2項に係る部分を除く。）の施行期日は、令和5年4月1日とする。

（文化市民局地域自治推進室）